

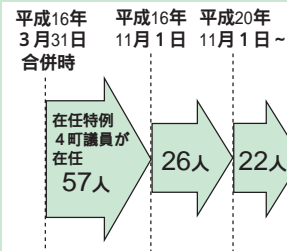
合併協議会だより

修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)

新市議会の議員定数は、平成16年10月31日まで現町議会に在任する議員57人、初回選挙は26人、次回以降は22人

図 決定した議員数の移行



新市の議員任期については、在任特例を適用し各町議会議員が合併後の平成16年10月31日まで新市の議員として在任することが決定しました。

この特例適用後の新市の議会議員の定数について、追加提案され、協議会各委員から「22人」「24人」「26人」の案が出されました。新市と同規模人口の平均「22人」の案と新市の業務内容などを考慮した「26人」の案の平行線が続き、これらの意見を踏まえた案として議員の定数は「22人」とし、最初の一般選挙に限り定数は「26人」とする案が出され、定数を「24人」とする案との採決により「定数は22人とし、最初の一般選挙に限り26人」の案が決定いたしました。

町名、字名の取扱いは継続協議中

町名・字名の取扱いについては、「4町の字の区域及び字の名称は、従前のとおりとする。」という案が提出されてきました。これは「土肥町八木沢 番地」は「伊豆市八木沢 番地」に、「天城湯ヶ島町市山 番地」は「伊豆市市山 番地」に、「中伊豆町菅引 番地」は「伊豆市菅引 番地」となることとなります。修善寺町を除く3町については、町名を残さずに提出案のとおりとする意向でまとまっていますが、修善寺町については、地域から「修善寺」の名を残したい強い希望があるということで、現在の各字名に「修善寺」を付けた字の変更をする案が出されました。しかし、委員の中には、「対等合併により修善寺町以外の各町は現在の町名を残さないのだから、修善寺町も現行のままとして新市において検討すべき」という意見も出され、4月16日の合併協議会では両案の採決を行いました。いずれも3分の2の賛同を得られなかったため、次の合併協議会（5月7日）へ継続して協議することとなりました。

4月2日（水）修善寺町 第六回合併協議会

報告事項

第十号 修善寺町外三町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について
合併協議会の事務局に従事する職員に同次長として静岡県職員の青木昇氏が加わる内容について変更協議書を取り交わしたことを報告し、承認しました。
第十一号 新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

新市の名称に決定した「伊豆市」に応募した六百七十二人から名付け親大賞一人、名付け親賞四人を抽選により決定しました。（三頁参照）

協議事項

第十六号 町名・字名の取扱い
四町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとする案が提出されていましたが、委員から更に協議期間を取りたい意見があり、今回の合併協議会にて継続協議することとなりました。

第十七号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（定数のみ）について
新市の議会の議員の定数は、二十二人とし、最初に行う一般選挙の定数に限り二十六人とする案が採決され、決定しました。

新規提案事項

第二十八号 建設（港湾）関係事業について
町道及び河川については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道認定基準及び河川認定基準を合併後、新たに作成し、合併後五年以内道路台帳及び河川台帳の再編を行う。
建設（港湾）関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。
町道整備事業に係る受益者負担金については、合併時に廃止する。
土木用原材料支給事業については、現行のとおり継続し、支給に係る地元負担金については、合併時に廃止する。
道路・河川の占用料等については、当面現行のとおりとし、合併後五年以内に新市において定める。
地籍調査事業については、現行のとおり継続する。
公営住宅関係事業については、次のとおり実施する。
ア 家賃については、合併時から三年間で段階的な負担調整を行い、利便性計数については、合併時までに調整を図る。
イ 入居資格については、合併時に公営住宅法以外の付加条件はつけないものとする。
ウ 老人入居住宅については、現行のとおりとする。
エ 駐車場の供用・使用料については、団地ごとの実情に応じ、

第6回合併協議会の次第

- 1 報告事項
 - (10) 修善寺町外3町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について
 - (11) 新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について
- 2 協議事項
 - (16) 町名・字名の取扱い
 - (17) 議会の議員の定数及び任期の取扱い（定数のみ）について
- 3 新規提案事項
 - (28) 各種事務事業の取扱い（建設(港湾)関係事業）について
 - (29) 各種事務事業の取扱い（その他の事業男女共同参画について）
 - (30) 修善寺町外3町新市報酬等新議会規程について
- 4 その他

今後の日程について

供用等の有無を合併時に定める。
 維持管理費については、入居者負担分と施設管理者負担分を明確化し、合併時に統一する。
 以上の七点の案が提出され、決定しました。

利便性計数：公営住宅法施行令第二条により入居者の家賃を算定する際に土地、建物等の個別的要因を反映して設定される数値

第二十九号 男女共同参画について（その他の事業）

男女共同参画プランについては、修善寺町、土肥町の現在ある計画を踏まえ、新市において速やかに作成する。また、新市の男女共同参画推進委員を置き、計画の推進を図るという案が提出され、決定しました。

第三十号 修善寺町外三町新市報酬等審議会規程について
 新市の議会議員、特別職職員で

非常勤の者（各委員等）及び特別職（市長等）の報酬等の額を合併協議会会長に諮問できる審議会の設置規程について提出され、承認されました。

次回協議会を四月十六日に、修善寺町生いきプラザで、第八回協議会を五月七日に開催することを確認しました。

4月16日（水） 修善寺町 第七回合併協議会

報告事項

第十二号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの確認について

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、決定した事項を次

の協定内容として確認しました。地方自治法第九十一条第一項の規定する新市の議会の議員の定数は、二十一人とする。ただし、合併後最初に行われる一般選挙の定数は、二十六とする。議会の議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、平成十六年十月三十一日まで、引き続き新市の議員として在任する。

第十三号 新市建設計画等策定小委員会の会議結果について

新市建設計画の策定方針について、計画の趣旨、計画の構成、計画の期間、施策内容の概要について確認した。
 新市建設計画（案）について、具体的内容の検討を行い継続審議とした。

第十四号 新市例規策定業務委託契約の締結について

新市の例規を策定する業務を株式会社ぎょうせいに委託契約した内容について報告しました。

協議事項

第十六号 町名・字名の取扱い
 「四町の字の区域及び名称は、従前のとおりとする。」という案が提出されていましたが、修善寺町については字名に「修善寺」を付ける案と現行のままとし新市において変更すべき案が出され、採

決しましたが、両案とも三分の二

以上の賛同が得られなかったため、継続協議となりました。

町名・字名については、合併時にとられず、地方自治法第二六〇条の規定により町又は字の区域又はその名称を変更する場合、合併前の町又は新市において議会の議決を経てこれを定めて県知事に届け出れば変更できることとなっています。

新規提案事項

第三十一号 財産、債務の取扱いについて

四町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。天城湯ヶ島町に八つある財産区有財産は、現状の財産区の財産として新市に引き継ぐものとする。

第三十二号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

財産区：地方自治法が法人格を認めた特別地方公共団体であり、財産区の権限と能力は、所有する財産の管理及び処分又は廃止に限られ、財産の維持管理に必要な経費に限られている。



合併協議会で字名の取扱いについて採決

第7回合併協議会の次第

- 1 報告事項
 - (12) 議会の議員の定数及び任期の取扱いの確認について
 - (13) 新市建設計画等策定小委員会の会議結果について
 - (14) 新市例規策定業務委託契約の締結について
- 2 協議事項
 - (16) 町名・字名の取扱い
- 3 新規提案事項
 - (31) 財産、債務の取扱いについて
 - (32) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - (33) 各種事務事業の取扱い（電算システム事業）について
- 4 その他

今後の日程確認

合併協定項目一覧表

は決定された項目、 は提出された項目、 は協議中（小委員会付託案件も含む。）の項目、 は一部決定の項目です。

【平成15年4月16日時点】

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産、債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名・字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 公の施設の取扱い

- 23 各種事務事業の取扱い
 - 1 姉妹都市、国際交流事業
 - 2 電算システム事業
 - 3 広報広聴関係事業
 - 4 消防水防災関係事業
 - 5 交通関係事業
 - 6 自治会・行政連絡機構
 - 7 都市計画関係事業
 - 8 保健衛生事業
 - 10 福祉関係事業
 - 11 環境対策事業
 - 12 農林水産関係事業
 - 13 観光、商工関係事業
 - 14 建設（港湾）関係事業
 - 15 上下水道事業
 - 16 学校教育事業
 - 17 社会教育（生涯学習）事業
 - 18 公社、第三セクター等の扱い
 - 19 その他の事業

24 新市建設計画



伊豆市の名付け親大賞を授与

～ 中伊豆町の杉山さんに会長から贈呈 ～

平成十五年四月十二日（土）、中伊豆町役場の町長室で新市の名付け親大賞に当選した中伊豆町の杉山良子さんに、大城会長から賞品の宿泊施設助成券と記念賞状が贈られました。

杉山さんは「伊豆市」を応募した理由に、家族みんなで話し合っただけで伊豆半島に伊豆という名のまちがあってもよいのではということに決まりました。

伊豆市になる四町について、「すばらしい温泉があり、川では釣りができ、天城山・達磨山ではキャンプができ、海があり、海遊びや海水浴ができます。なんと行っても富士山の景色が最高でしょ、本当に伊豆市は伊豆半島のいいところを全部凝縮していると思います。最高の市になると思うので、私たち一人一人が大切に育てていきたいなと思ってます。」と新市への期待を語ってくれました。

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年二月末日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。ただし、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任する委員は、二十人とする。

在任特定期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数については、二十人とする。

以上の二点の案が提出されました。

第三十三号 電算システム事業について

電算システム事業については、合併時に電算システムの統合を図

新市名称募集の名付け親賞当選者発表

2月7日から2月28日まで行いました新市名称募集には、2,759件もの応募をいただき、ありがとうございました。3月19日の合併協議会で新市の名称は「伊豆市」と決定し、「伊豆市」に応募いただいた672人の中から抽選の結果、次の方々が名付け親賞に決定しました。

.....当選おめでとうございます!.....

- 名付け親大賞（1名）4町内宿泊施設宿泊券5万円分
静岡県田方郡中伊豆町 杉山 良子 様
- 名付け親賞（4名）4町内宿泊施設宿泊券2万円分
静岡県田方郡天城湯ヶ島町 大川 覚 様
静岡県藤枝市天王町 西野 忠 男 様
静岡県浜北市小松 高木 稔 様
静岡県田方郡修善寺町 鈴木 つる代 様



り、ネットワークシステムの整備を行い、住民サービスの低下を招かないよう調整する案が提出され、決定しました。

その他
次回協議会を五月七日に、第九回協議会を五月二十一日にともに修善寺町総合会館二階研修室で開催することを確認しました。

新市まちづくりビジョン

三月十九日の合併協議会で新市将来構想「新市まちづくりビジョン」が策定、確認されました。本号（第一～四章）と次号（第五～六章）の二回に分けてその概要を紹介いたします。

第1章 新市将来構想の策定にあたって

現在の四町が抱える現状と課題を明らかにし、各町の総合計画や住民意識調査を元に、四町を一体的な地域と想定し、新市の将来的なランドデザインである新市将来構想を策定しました。合併後概ね20年間の長期的な行政運営の指針として、住民と行政のあり方の方向性を示したものです。

第2章 新市の概況

1 新市の概況

(一) 位置・自然・歴史
修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島

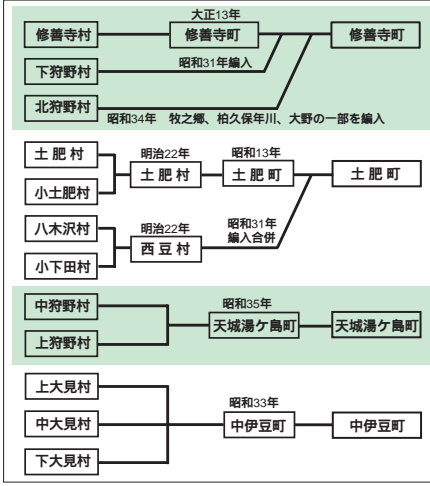


表 4町の人口 (単位:人、%)

町名	S60	H2	H7	H12	増減率
修善寺	17,630	17,490	17,223	16,830	2.3
土肥	6,413	5,968	5,830	5,478	6.0
天城湯ヶ島	8,254	8,025	8,165	7,960	2.5
中伊豆	7,472	7,516	8,208	8,313	1.3
4町計	39,769	38,999	39,426	38,581	2.1

資料:総務省「国勢調査」、増減率はH12/H7

町、中伊豆町の四町は、伊豆半島の中央部に位置し、東西約一五km、南北約二〇km、面積は三六三・九七km²で県内では静岡市、本川根町に次ぐ広さとなります。四町の属する地域は、古くは伊豆の国と呼ばれ、田方郡、那賀、賀茂の三郡二十一郷があったとされています。明治元年には葦山県となり代官江川英武が県令となり、その後一時足柄県となりましたが、明治九年、旧伊豆の国のみ静岡県に併合されました。明治29年には天城山より北は田方、南は賀茂の二郡に分かれ、その後「明治の大合併」、「昭和の大合併」を経て、現在の姿となりました。

(二) 人口動向
四町の人口は昭和60年以降減少傾向にあり、平成12年の国勢調査では三八、五八一人と平成7年の人口に比較して二・一%の減少となっています。人口構成を年齢三区分別人口で見ると、十五歳未満が全体の一三・七%、十五～六十四歳の生産年齢人口が六一・六%、六十五歳以上の老年人口が二四・七%となっており、老年人口は県平均一七・七%より七ポイント上回り高齢化が進んでいます。

(三) 産業の状況
四町に常住する十五歳以上の就業者の産業別就業比率では、第一次産業、第二次産業の減少傾向が続いています。第三次産業では昭和60年の五六・二%から平成12年の六四・九%と八・七ポイント増加しており、観光・レクリエーションを中心とする第三次産業に特化した地域であるといえます。

各産業の状況
産業別に見ると、農林業では、水稲、野菜、花き、みかん、茶、わさび、しいたけなどの栽培や畜産経営が行われています。わさび、しいたけの栽培は県内でもシェアが高くなっています。しかし担い手不足や就業者の高齢化、海外との価格競争など厳しい状況が続いています。

水産業では、イセエビ、アワビ等の採貝業と天草の採草業があり、漁港施設の改善が進められていますが、就業者の確保と高齢化が問題となっています。

工業では、目立った特徴はなく、全般的に小規模な事業所が多く、事業所数についても年々減少しています。

商業では、修善寺町を中心に修善寺商圏を形成していますが、車の社会の進展により、修善寺町から大仁町にかけての国道一三六号線沿いに新たな商業施設が集積する傾向が見られ、伊豆箱根鉄道駅周辺等の商店街店舗数の減少などの課題に直面しています。

観光面では、観光資源に恵まれた当地域の宿泊客数や観光レクリエーション客数は、ここ数年横ばいの状況で新たな観光ニーズにあつた観光資源の発掘や食や健康・農業といった分野の観光交流産業の活性化が求められます。

(四) 交流・広域行政
通勤・通学
通勤通学状況では、各自町内の通勤通学者が五〇%を超え、全体で六七・〇%となっています。地域外へは、田方北部地域、三島市、沼津市等への通勤通学の割合が高くなっています。

消費動向
修善寺町では地元購買率が高くなっていますが、天城湯ヶ島町、中伊豆町では修善寺町への流出傾向が高く、土肥町では沼津市や三島市の比率も高くなっています。

広域行政
現在、常備消防やごみ処理等の分野においては、地域内のいくつかの町の組み合わせにより広域で

表 一部事務組合の設置状況

組合等の名称	修善寺	土肥	天城	中伊豆	4町外	備考
静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合						
田方地区消防組合						
田方南部広域行政組合						衛生プラント介護保険
駿豆学園管理組合						
西伊豆広域消防組合						
田方郡交通災害共済組合						
静岡県市町村職員退職手当組合						
土肥町戸田村衛生施設組合						

表 平成13年度歳入歳出・財政指数の状況

町名	13歳入	13歳出	経常収支率	公債費率	財政力指数
修善寺	7,055,843	6,654,588	75.2	14.0	0.58
土肥	3,362,001	3,218,268	79.8	17.5	0.31
天城湯ヶ島町	5,120,345	4,874,447	76.2	21.7	0.36
中伊豆	4,217,835	3,938,932	80.7	11.0	0.53
4町計	19,756,024	18,686,235			

説明内容のみ資料数値掲載（歳入歳出単位：千円）
公債費比率…公債費（交付税措置されたものを除く。ただし事業費補正による算入分は考慮しない。）の標準財政規模に対する割合を示す指標

で比率が高くなっています。財政力の強弱を表す財政力指数では修善寺町が最も高くなっています。

2 まちづくりの課題

(一) 地域産業の活性化

四町は、天城山系や駿河湾など豊かな自然資源を背景に農林水産業や温泉を利用した観光交流産業を中心に発展してきました。しかし、後継者不足、就業者の高齢化、海外との価格競争などが進み、生産額の減少傾向が見られ、後継者の育成や基盤整備の充実、販売体制の整備、観光との連携などの推進が求められます。

観光交流産業では、従来の見学型観光から参加・体験型観光への対応が遅れています。グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなど体験型や治療・滞在等を目的とした多様な観光地の展開と大交流時代に対応して世界を視野に入れた広域的集客に対応した観光地づくりが求められます。

グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム：大規模開発によるリゾートではなく、農山漁村の自然と文化をありのままに楽しむ休暇形態。

商業では、各町とも集客力が低下し、商業空洞化が懸念されています。工業においては、長引く景気の低迷、生産拠点の海外移転などの影響により厳しい状況となっています。

今後のまちづくりでは、バランスある産業構造をもつまちづくりが必要であり、各産業を有機的に結び付けていく取り組みや情報・環境関連産業の創出、自然環境を活かし温泉を利用した施設による医療・保健・福祉の分野での雇用創出が期待されます。

(二) 少子高齢化への対応

今後の高齢化への対応は新市の重要な課題です。保健・医療・福祉サービスの一層の充実や高齢者が積極的に社会に関わる機会や交流の場を整え、様々な活動に活躍できるまちとしていくことが期待されます。また、出生率の低下に伴う児童・生徒数の減少は、まち全体の活力低下が懸念され、子育てと仕事を両立できる環境を整え、地域全体で子育てを支援し、誰もが安心して育児できるまちづくりが求められます。

(三) 基盤の整備

伊豆半島の中央に位置する四町は道路網の整備に伴って交通量が増加し、慢性的な交通渋滞による産業活動への影響が懸念され、交通環境の整備が求められます。また今後予想される地震、風水害、急傾斜地等の災害に強いまち、バスや鉄道、船舶などの公共交通機関の総合的な交通体系の確保と生活環境の整備、情報通信基盤の整備などの新市のまちづくりの基礎となる社会基盤・生活基盤の整備が求められます。

(四) 自然環境の保全

四町面積の八割以上が森林に覆

われ、環境負荷の少ない環境型社会の構築を目指した省資源・リサイクルへの取り組みや、環境に優しい社会構造への転換と森林や農業のあり方が下流の住民生活に大きな影響を及ぼすことを認識し、森づくりや環境保護活動に参加することが期待されます。

(五) まちづくりの主体の創出
国際化や男女共同参画、ユニバーサルデザインなど新市が取り組むべき課題は多種多様になっており、様々な主体の参加と連携が重要となってきました。また、地区単位のコミュニティや地域団体の活動を促進し自発的なまちづくりが求められます。

第3章 市町村を取り巻く社会環境

1 地方分権と独自の地域づくり

地方分権とは、地域の自主性、自立性を尊重し、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という社会システムを構築していくことを目指すものです。そのため住民に身近な市町村に行政権限を移し、各自治体が自己決定・自己責任の原則により、地域の創意工夫に基づく行政運営が求められます。

それには自治体の政策立案能力や専門性のある行政職員の確保が必要となります。また、市民や各種団体、NPOなどの連携による新たなまちづくりに対応できる組織体制も必要になります。

N.P.O. Non-Profit Organization
民間非営利団体の略

2 少子高齢化の進行

四町における高齢化率は平成12

年度で二四・七％（県平均一七・七％）に達し、今後、住民の三人に一人が六十五歳以上の高齢者となる社会が予想されます。

出生数では低い出生率が続いており、少子高齢化の進展に伴い、教育施設等の統廃合の問題や介護保険などの医療・保健福祉サービスの需要増加が見込まれ、市町村にとっては人的、財政的な面での基盤整備や少子高齢化対策に対応したシステムの充実、安心して子供を産み育てられる社会環境の整備が求められています。

3 日常生活圏の拡大と新たなまちづくり

交通・通信手段の著しい発達により、日常生活圏は拡大し、地域間の交流を通じた活力ある地域を創造していくことが求められています。

平成12年国勢調査により四町を一体とみた場合、十五歳以上の就業者・通学者のうち自宅の居住する新市への就業者・通勤者は六七・〇％となり、通勤通学の面ではすでに地域全体が日常生活圏であるということが出来ます。

それぞれの町が多様な個性を持ち、その特性を活かしつつ一体的、総合的な施策を展開することでパランスのとれた地域を形成することが出来ます。

4 成熟化、住民ニーズの高度化

現代は、「真の豊かさ」を模索する成熟型社会となり、多様な選択肢や付加価値が求められ、快適でうるおいある生活や主体性ある地域づくりが志向されています。地球環境問題、ユニバーサルデザイン、余暇や生涯学習など住民ニ

ーズは様々な広がりを見せています。

これまでまちづくりは専ら行政中心で進められましたが、住民主体となつて行うほうが効果的なものや、市民団体やNPOなどの組織や個人の関わりあいの中で多元化しつつあります。

四町においても行政自らの役割を再考し、新たな地域経営の枠組みを構築することが求められます。

5 行財政改革の必要性

国・地方を合わせた長期債務残高は六九三兆円程度（H14年度末予算ベース）に達する見込みであり、非常に厳しい財政状況が続いています。財政の健全化は早急に対応すべき課題であり、一層の経費削減と効率的財政運営が求められます。

四町でも地方債現在高（H13年度末）はおよそ二九・七億円と増加し、財政構造の弾力性を示すといわれる経常収支比率をみると平成13年度で七七・四％と通常妥当とされる七〇・七五％を上回り、財政構造の弾力性が失われつつあります。

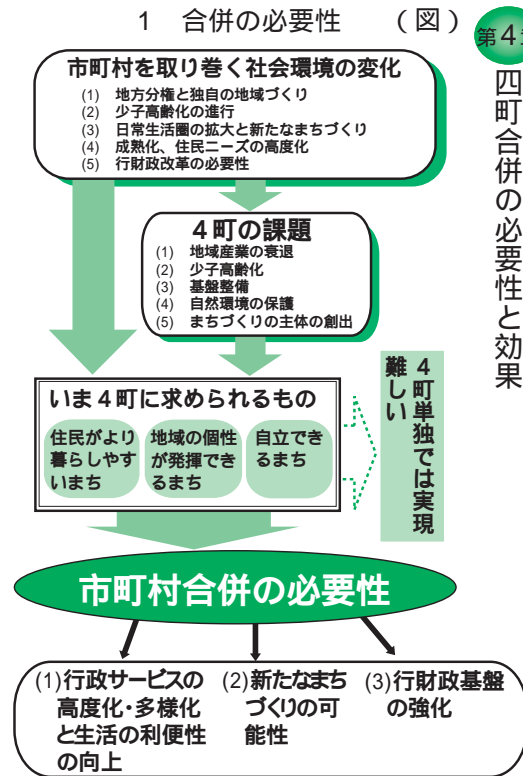
経常収支比率：地方税や地方交付税を中心とする経常的な一般財源が人件費や公債費などの経常的に支出される経費に充たされた割合

こうした状況の中、国では地方交付税の見直しを進めており、四町の地方交付税は歳入総額で三一・三％（H13年度）を占めていることから大きな影響は避けられない見通しです。

現状の町で財政状況にあった行政サービスを提供するか、合併して効率的な行政運営を模索し、社会基盤を整備し、行政サービス

水準を維持・充実させていくかとい

った選択をすべき時にきていま



2 合併の効果

(一) 行政サービスの高度化・多様化と生活の利便性の向上

行政規模の拡大により目的に担当部門を設置することで、住民サービスの質や職員の政策形成能力などの行政レベルを向上させることができます。また、日常生活圏と行政区画が一致することで、公共施設(図書館・スポーツ施設・保健福祉センター等)や窓口サービスが勤務地等の身近な場所で利用することが可能となります。

(二) 新たなまちづくりの可能性

豊かな自然と温泉などの地域資源を個々の町でなく地域全体を一体的な取り組みとして連携させ、付加価値の高いものにする可能性が広がりました。また、幹線道路網の整備や四町間を結ぶ道路の整備、農業や健康といった新たな分野との連携と人的ネットワークに

(一) 合併への期待と不安
四町住民意識調査の結果によると、合併に対する期待として、経費削減や効率化といった行政改革の実現を期待する声が多く、次に大規模事業への期待や地域のイメージアップなどの都市のスケールメリットを活かしたまちづくりに期待するもの、公共施設の利用行政サービスの向上など生活の利便性や暮らしやすさに期待する意見が多くなっています。

一方合併への不安については、「一部の地域だけが発展し、周辺部などが取り残される」という回答が四〇・八%を占め、行政区画が広がり新市の地域格差が広がることに懸念を示している人が多くなっています。次に「役場が大きくなり、住民の声が届かなくなる」といった意見や、「行政サービス水準が低下する」といった行政側への不安、公共料金や保育などの各種負担が上がるのではといった心配が上位を占めています。

(二) 不安への対応の方向性
まちづくりへの不安、周辺部などが取り残されるのではないかなどが、

ティ活動の進行を図ります。行政サービスへの不安
役場が大きくなり、住民の声が届かなくなるのではないかなどが、

地区ごとの懇談会や行政モニターに加え、各種広報誌やインターネットなどの多様な媒体により住民意見を求め、構想・計画策定段階における住民参加機会の拡充等によりまちづくりを推進します。また、今以上の情報公開と説明責任の徹底を図り住民意見を反映するための組織・機構を検討します。

公共料金や保育・教育・福祉負担が高くなるのではないかなどが、

税金や各種公共料金、使用料、手数料は人口等の要件により法律で定められたものを除き、合併によって即、高くなるものではありません。これまでの経緯を踏まえ、受益と負担の公平の原則を基本に協議・調整していきます。

行政サービス水準が低下するのではないかなどが、

合併後行政財政基盤の強化や管理部門の統合、職員削減などにより、専門職員の配置や行政組織・機構を見直すことにより、専門的で高度な行政サービスの提供が可能となり、全体として行政サービスの質は向上します。

役場が遠くなり不便になるのではないかなどが、

合併後も現庁舎を有効に活用し、住民に身近な行政サービスの拠点となる機能を図ります。交通面での利便性を高め、情報通信基盤の整備や公共サービス提供の手法を検討し、システムの構築を図ります。

その他の不安
学校等公共施設の統廃合によって不便になるのではないかなどが、

合併によってすぐに学校等公共施設が統廃合されるのではなく、これまでの経緯を踏まえ、必要性やあり方について住民意見を取り入れながら、行政サービスが低下することのないように配慮します。

(三) 新市に望むまちづくり
四町合併後のまちづくりに住民が最も重要視する項目として、基幹産業である観光面での活性化を望む声が多くありました。しかし、全体の回答では医療や福祉、防災などの生活に身近な分野のまちづくりの充実が求められています。また、「行政のやっていることがよくわかるまち」が上位にあり、新市においては、情報公開や住民参加が求められ、住民ニーズを受け止め、施策に反映していくことが重要となります。

3 合併への住民意見

よる地域産業の活性化、保健福祉のまちづくり、自然環境の保全などが広域的な計画として取り組めます。

合併により伊豆地域の中心的印象と地域産業への刺激、市への昇格により福祉関係などのきめ細かな住民サービスの展開ができます。

(三) 行政財政基盤の強化
合併により町長などの特別職や議員数の減少、総務や企画など管理部門の職員統合により、行政サービス水準を維持・向上させながら行政経費の削減を図ることができま。また、国・県の合併支援策の拡充による財政基盤の強化や経常経費の削減効果による生活基盤の重点的な投資により、計画的かつ効果的な基盤整備を行うことができます。また、類似した公共施設を地域の必要性に応じた施設として活用を見直すことができます。

次号の合併協議会だより(第五)・六章を掲載します。

発行部数：13,600部(協議会HPで閲覧可)
配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町
印刷：有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局
〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
Tel 0558 74 3066(代表) Fax 0558 74 3067
E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
URL : http://www.izucity.jp